

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告、かつ市民の皆さんに公表することになっています。

健全化判断比率

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で、比率の一つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め、財政の再生を図ることとなります。

令和2年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は、次のとおり全ての比率とも早期健全化基準を下回っています。

1. 実質赤字比率

(一般会計が赤字となった場合、赤字額の標準財政規模に対する比率)

一般会計の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は実質収支が黒字のため、実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成30年度	—	12.77%	20.00%
令和元年度	—	12.80%	
令和2年度	—	12.77%	

2. 連結実質赤字比率

(全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率)

一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は全ての会計において実質赤字額又は資金不足額がないため、連結実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成30年度	—	17.77%	30.00%
令和元年度	—	17.80%	
令和2年度	—	17.77%	

3. 実質公債費比率

(一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模を基本とした額に対する比率)

一般会計が負担する借入金（地方債）の返済額に公営企業、一部事務組合の返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費の額の程度を示すもので、数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。本市は借入金（地方債）の借入抑制により実質公債費比率は低い水準で推移しております。

区 分	常陸太田市	茨城県平均	全国平均	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成30年度	2.2%	6.8%	6.1%	25.0%	35.0%
令和元年度	1.9%	6.7%	5.8%		
令和2年度	2.0%	6.5%	5.7%		

※全国平均及び茨城県平均は加重平均によるもの。

※令和2年度全国平均及び茨城県平均は速報値によるもの。

4. 将来負担比率

(公営企業等への負担も含めて、一般会計が将来支払っていく可能性のある負担額等の標準財政規模を基本とした額に対する比率)

将来、一般会計が負担する借入金（地方債）の返済額に公営企業、一部事務組合、地方公社及び第3セクターなどの返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費などの額の程度を示すもので、数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は借入金（地方債）の借入抑制により地方債残高が減少したことなどが要因となり、将来負担比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	茨城県平均	全国平均	早期健全化基準
平成30年度	—	37.1%	28.9%	350.0%
令和元年度	—	41.9%	27.4%	
令和2年度	—	39.4%	24.9%	

※全国平均及び茨城県平均は加重平均によるもの。

※令和2年度全国平均及び茨城県平均は速報値によるもの。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなります。

令和2年度決算に基づき算定した本市の資金不足比率は、次のとおり全ての会計で資金不足がないため、資金不足比率を生じておりません。

会 計 名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
工業用水道事業会計	—	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	—	
下水道事業等会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業 特別会計	—	—	—	
戸別合併処理浄化槽 設置整備事業特別会計	—	—	—	

用語解説

実質赤字額（じっしつあかじがく）

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰越す事業の財源で収入済の額を控除した額（実質収支額）が赤字となった場合の額です。

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。本市における令和2年度の標準財政規模は、15,046,143千円になります。

資金不足額（しきんふそくがく）

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定します。

法適用企業→流動負債－流動資産

法非適用企業→形式収支－翌年度に繰越すべき財源

公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公共団体が経営する企業会計のことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。本市では、法適用として水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業等会計及び簡易水道事業会計が該当し、法非適用はございません。

※ 令和元年度より、平成30年度まで法非適用特別会計であった下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計及び簡易水道事業特別会計が、法適用会計になりました。

公債費（こうさいひ）

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額です。